

平成 29 年度 文部科学省「学校の総合マネジメント力の強化に関する調査研究」

研究テーマ：学校徴収金会計業務における教員の負担軽減のための調査研究

全国公立小中学校事務研究会

1. 調査研究の概要

(1) 調査研究のねらい

学校の総合マネジメント力の強化に向けて、学校徴収金会計全体の実態を把握し、真に教育に必要な徴収項目の整理、学校現場における業務改善に向けた国の施策や自治体の取組に資するための制度や運営上の課題を整理し、全国に周知していくとともに、国への提言に繋げていくことをねらいとして調査研究を実施した。

(2) 調査研究の実施内容

【学校調査】

「市区町村立義務教育諸学校の学校徴収金会計の実態に関する調査」として実施。

・調査対象

都道府県ごとに4つの自治体類型別に市区町村を抽出し、①指定都市・特別区(21市区) ②中核市・施行時特例市(55市) ③その他の市(66市) ④町・村(80町村) からそれぞれ小学校1校と中学校各1校を抽出(計444校)

・調査期間

平成29年12月21日(木)から平成30年1月15日(月)

・調査項目

- ①定期的に徴収している学校徴収金の項目・使途・金額
- ②①以外の不定期・希望購入による徴収項目・使途・金額(入学時一括購入物品、部活動ごとに任意で集めているもの、希望者のみ徴収している辞書類や英検等各種検査費用など)
- ③学校徴収金予算編成の方法及び担当
- ④学校徴収金の徴収方法、未納時の督促方法及び担当
- ⑤学校徴収金徴収後の管理、支払、関係帳簿の作成、報告、監査の方法及び担当
- ⑥上記②～⑤にかかる教員の業務負担の状況
- ⑦学校徴収金と併せて徴収されている「PTA会費」や「後援会費」等各種団体経費にかかる団体名、規約、決算書等実態を把握できる資料 等

【自治体ヒアリング】

・調査項目

- ①学校徴収金関係規定の整備状況
- ②給食費及び教材費等の公会計化及び公費化の状況
- ③各会計の未納対策について
- ④学校徴収システムの導入状況について
- ⑤その他
 - ・学校の負担軽減のための教育委員会事務局内での措置
 - ・今後の給食費、徴収金に関する計画の有無
 - ・自治体の学校監査の状況 など

2. 学校調査結果について

(1) 学校調査回収状況

指定都市・特別区の回収率がやや低いですが、全体の回収率は76.4% (339/444) であった。

自治体類型別回収数				回答数：173
	小学校	中学校	合計	
1 指定都市・特別区	11	10	21	
2 中核市・施行時特例市	38	42	80	
3 その他の市	53	56	109	
4 町・村	64	65	129	

(2) 学校徴収金の費目と徴収金額

保護者から定期的に徴収している費目、不定期又は希望購入等により徴収している費目、団体等に係る徴収費目について、各校における児童生徒1人当たり年間徴収金額（平成28年度決算）の金額区分別校数、費目別平均金額、及び支出項目別徴収校数を下表に表した。（学年等で金額が異なる場合は平均額、修学旅行等複数年で徴収する場合は合計額を回答、業者等に保護者が直接支払う場合も含む。）

徴収金額・支出項目等		年間徴収金額区分別校数							支出項目別校数							
区分	徴収費目等	回答数	徴収無	～400	～920	921～		平均額	回答数	①	②	③	④	⑤	その他	
										①	②	③	④	⑤	その他	
定期的 に徴収 している 費目	保護者から徴収している費目	338	65	255	15	3		463	273	①						
	①スポーツ振興センター掛金															
	保護者から徴収している費目		徴収無	～20,000	～40,000	～60,000	～80,000	80,001～		①	②	③	④	⑤	その他	
	②修学旅行費	337	14	51	116	85	66	5	41,842	323	310	312	313	309	309	87
	保護者から徴収している費目		徴収無	～10,000	～20,000	20,001～				①	②	③	④	⑤	その他	
	③校外活動費	334	50	237	25	22			7,178	284	230	193	211	159	135	60
	保護者から徴収している費目		徴収無	～500	～1,000	1001～				①	②	③	その他			
	④芸術鑑賞費	338	228	35	68	7			699	110	12	98	6			
	保護者から徴収している費目		徴収無	～10,000	～20,000	～30,000	30,001～			①	②	③	④	⑤	その他	
	⑤教材費	330	13	84	176	43	14		14,763	317	251	299	214	227	76	
	保護者から徴収している費目		徴収無	～2,000	～4,000	～6,000	6,001～			①	②	③	その他			
	⑥調査関係経費	335	165	109	31	22	8		1,933	170	125	77	34	16		
	保護者から徴収している費目		徴収無	～5,000	～10,000	10,001～					①	②	③	④	⑤	その他
⑦学年・学級活動費	339	142	180	10	7			2,426	170	170						
保護者から徴収している費目		徴収無	～1,000	～2,000	～3,000	3,001～			①	②	③	その他				
⑧児童生徒会費	337	170	67	60	28	12		1,434	167	146	6	20				
保護者から徴収している費目		徴収無	～2,500	～5,000	5,001～				①	②	③	その他				
⑨その他	321	235	55	22	9			2,812	86	34	15	56				
不 定 期 費 目 又 は 希 望 購 入 等	保護者から徴収している費目		徴収無	～20,000	～40,000	～60,000	～80,000	80,001～		①	②	③	④	⑤	その他	
	⑩入学時一括購入品費	327	144	106	19	24	22	12	28,526	183	63	92	82	114	61	
	保護者から徴収している費目		徴収無	～10,000	～20,000	～30,000	30,001～			①	②	③	④	⑤	その他	
	⑪卒業諸費	334	67	140	105	17	5		11,577	267	247	57	64	10	44	
	保護者から徴収している費目		徴収無	～10,000	～20,000	20,001～				①	②	③	④	⑤	その他	
	⑫部活動費	336	216	90	19	11			7,622	120	96	63	93	9		
保護者から徴収している費目		徴収無	～5,000	～10,000	10,001～					①	②	③	④	⑤	その他	
⑬その他	337	296	32	6	3			4,240	41	41						
係 る 休 費 等 に 関 する 費 目	保護者から徴収している費目		徴収無	～2,400	～4,800	～7,200	7,201～			①	②	③	④	⑤	その他	
	⑭PTA会費(PTA運営費)	338	29	70	178	45	16		3,932	309	309					
	保護者から徴収している費目		徴収無	～1,200	～2,400	～3,600	3,601～			①	②	③	④	⑤	その他	
	⑮PTA会費の内 (学校支援費)	255	136	62	33	16	8		1,608	119	8	60	49	13	71	
保護者から徴収している費目		徴収無	～1,000	～2,000	2,001～				①	②	③	④	⑤	その他		
⑯その他	339	260	69	4	6			722	79	72	9					

(3) 徴収金額の決定方法

「前年度の額を目安にしている。」または「事業計画・見積額に基づいて積算している。」と回答している学校が大多数となっており、学校判断で学校徴収金の金額を設定しているのが現状であると認められる。

徴収金額決定の目安（複数回答）	回答数	
	度数	構成比(%)
1 前年度の額を目安にしている。	268	80.2
2 事業計画・見積額に基づいて積算している。	248	74.3
3 教育委員会で規定している上限額（就学援助支給限度額等）を基準にしている。	25	7.5
4 その他（具体的に： ）	9	2.7
5 特に基準はない。	10	3.0

(4) 未納対策の状況

学校給食費以外の学校徴収金の未納に対する学校としての対策では、「未納世帯に対する教職員による電話・家庭訪問」254校（76.5%）、「未納世帯に対する督促状の配付」（72.6%）となっており、教職員の多忙化、多忙感等に直接影響する業務が多い。

学校徴収金の未納金について、学校としての対策（複数回答）	回答数	
	度数	構成比(%)
1 保護者への啓発	173	52.1
2 保護者負担経費軽減	99	29.8
3 未納世帯に対する教職員による電話・家庭訪問	254	76.5
4 未納世帯に対する督促状の配付	241	72.6
5 学校では行っていない。	12	3.6
6 その他（具体的に： ）	17	5.1

未納金についての教育委員会等の対応策として「就学援助費等の学校徴収金への充当を行っている。」が155校（46.7%）、「児童手当を徴収金へ充当している。」が79校（23.8%）となっているが、いずれも半数に満たない状況である。

学校徴収金の未納金について、教育委員会等行政機関としての対応策（複数回答）	回答数	
	度数	構成比(%)
1 公費による未納金の欠損処理を行っている。	2	0.6
2 未納世帯に対して未納金納入のための教育資金貸付制度を導入している。	0	0.0
3 未納世帯に対する法的措置（差し押さえ等）を実施している。	4	1.2
4 未納世帯に対し教育委員会職員等行政による電話・家庭訪問を行っている。	15	4.5
5 未納問題についての全保護者への啓発をしている。	7	2.1
6 保護者負担経費削減（公費予算化等）を図っている。	26	7.8
7 児童手当を徴収金へ充当している。	79	23.8
8 就学援助費等の学校徴収金への充当を行っている。	155	46.7
9 未納対策の指針を学校に示している。	30	9.0
10 対応策はとっていない。	117	35.2
11 その他（具体的に： ）	19	5.7

(5) 徴収方法の状況

徴収方法については、費目により回答数が異なるが、給食費を除く定期的な徴収を行っている費目（入学時一括購入品費、卒業諸費、部活動費以外）については、6割前後の学校が口座からの引き落としで徴収し、4割前後の学校が教職員が現金で集金していると回答している。教職員が現金を扱う負担の解消が課題と考える。

徴収方法について（複数回答）													回答数：表中に記載
	共済掛金	修学旅行	校外活動	芸術鑑賞	教材	調査関係	学年学級	生徒会	入学時	卒業	部活動	給食	PTA
1 口座からの引き落とし	157	168	145	71	191	98	123	113	30	138	39	262	182
2 教職員が現金で集金	114	104	139	37	129	49	78	54	70	100	68	51	104
3 保護者が現金で集金	7	6	6	5	8	4	6	5	14	16	24	15	36
4 その他（ ）	10	69	15	2	13	9	3	6	59	15	2	17	10
回答数	270	322	279	109	315	149	194	165	164	247	114	315	308

学校における金融機関との契約・出金・振替等に関する事務連絡の方法は、「教職員が金融機関窓口へ出かける。」が78.8%（205校）と多く、かなりの負担になっていると考えられる。

少数ではあるが、「インターネットバンキング等を利用している」が7.3%（19校）となっており、公会計化等の進捗状況とも併せて、徴収金事務の効率化及び教職員の負担軽減につながるインターネットバンキング等について運用課題も含めて検証していくことが必要と考える。

金融機関との契約・出金・振替等に関する主な事務連絡の方法	回答数	260
	度数	構成比(%)
1 金融機関の担当者が定期的に来校する。	7	2.7
2 教職員が金融機関窓口へ出かける。	205	78.8
3 インターネットバンキング等を利用している。	19	7.3
4 その他（具体的に： ）	13	5.0
5 学校においては金融機関との事務連絡はない。	16	6.2

(6) 事務担当者の状況

学校徴収金の事務担当者について（複数回答）													回答数：表中に記載	単位：%
	共済掛金	修学旅行	校外活動	芸術鑑賞	教材	調査関係	学年学級	生徒会	入学時	卒業	部活動	給食	PTA	
1 校長	0.4	0.6	0.7	0.0	1.3	1.3	0.5	0.6	1.3	0.8	0.0	1.8	1.0	
2 教頭（副校長）	1.5	2.2	3.6	4.7	3.8	3.2	4.1	3.6	7.1	3.3	9.6	3.6	28.4	
3 教諭（養護教諭・講師等を含む）	69.9	77.6	82.2	77.4	75.8	74.7	84.8	73.3	56.5	82.6	72.2	25.9	23.5	
4 栄養教諭・学校栄養職員	1.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	15.1	0.0	
5 事務職員	45.4	40.3	40.2	46.2	50.3	51.9	41.6	52.7	29.9	36.4	31.3	70.1	55.9	
6 保護者	0.0	1.3	0.7	0.9	0.3	0.0	0.0	0.0	19.5	5.4	14.8	0.7	12.1	
7 その他（ ）	3.0	5.8	2.2	0.9	1.6	1.3	1.0	0.6	4.5	1.2	1.7	6.8	7.2	
回答数	269	313	276	106	314	154	197	165	154	242	115	278	306	

学校徴収金の事務担当者は通常校務分掌で決めている。費目により回答数が異なるが、給食費、PTA会費を除いては教諭が担当者となっている割合が最も多く、7割を超えている費

目が多い。続いて多いのが事務職員で、費目により3割から7割程度となっている。また、教諭と事務職員がともに担当している場合もかなりあるが、教諭のみで担当している場合が多い。（教諭が複数人で担当している場合がある。）

一人での担当は相互チェックに課題があり、教員一人の場合の負担感は大きいと推測される。

(7) 公会計化の状況

学校徴収金の費目ごとの公費化の状況については、次表のとおり。日本スポーツ振興センター共済掛金は、全額公費化と一部公費化を合わせると5割を超えている。芸術鑑賞は教育委員会等による実施も一定程度あると思われる。

全額公費化や一部公費化が行われれば保護者負担は軽減し、全額公費化であれば該当費目の学校徴収金事務はなくなり、多くの場合事務担当者になっている教員の負担、負担感が軽減される。

公費化、公会計化の状況について（複数回答）													回答数：表中に記載	単位：%
	共済掛金	修学旅行	校外活動	芸術鑑賞	教材	調査関係	学年学級	生徒会	入学時	卒業	部活動	給食	P T A	
1 全額公費化	20.6	1.6	2.2	14.5	1.8	15.3	3.2	2.6	0.8	2.7	2.2	5.4	0.6	
2 一部公費化	31.4	7.8	16.6	16.7	12.9	18.7	4.7	1.7	3.6	8.9	13.4	13.6	1.6	
3 公会計化(市町村が徴収)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	
4 公会計化(教育委員会等が徴収)	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0	0.0	
5 公会計化(学校が徴収)	18.2	0.6	0.6	0.9	0.6	0.4	0.7	0.4	0.4	0.7	0.4	17.4	0.6	
6 教育委員会等により徴収	1.8	0.9	0.6	0.9	0.9	0.4	0.7	0.4	0.0	1.0	0.0	2.2	0.9	
7 公会計化等が検討	0.9	0.9	0.6	0.0	1.5	1.3	1.4	0.4	2.0	0.3	0.4	8.8	0.6	
8 検討もされていない	27.1	86.6	77.3	61.1	80.9	58.7	87.1	86.7	86.8	84.9	74.1	38.8	92.2	
9 その他（ ）	0.9	2.2	3.2	8.1	2.8	8.1	2.5	8.2	7.2	2.1	11.6	4.7	3.4	
回答数	325	322	313	234	325	235	278	233	250	292	224	317	320	

公会計化による改善の状況であるが、未納金額の減少、保護者の利便性、保護者負担の軽減等を除き、公会計化等によって「改善された」という回答が多い。会計の適正化・透明性、現金取扱の安全性の向上や学校の負担軽減につながっていることがわかる。

一方で、未納金の減少や事務・業務の効率化・合理化、学校の事務負担の軽減、保護者負担の軽減などについては、課題が増えたとする割合も比較的多く、今後の公会計化等の推進に向けて改善すべき課題になる。

公会計化等による改善状況について				回答数：1～6・8・9=80、7=79	単位：%
	改善された	変わらない	課題が増えた	分からない	
1 会計の適正化・透明性の向上	43.8	26.3	0.0	30.0	
2 不正の防止	43.8	27.5	0.0	28.8	
3 未納金額の減少	18.8	32.5	11.3	37.5	
4 現金取扱等に係る安全性の向上	55.0	25.0	1.3	18.8	
5 事務・業務の効率化・合理化	43.8	23.8	8.8	23.8	
6 学校の事務負担の軽減	51.3	17.5	12.5	18.8	
7 学校と教育委員会との連携	30.4	30.4	3.8	35.4	
8 保護者の利便性の向上	28.8	30.0	5.0	36.3	
9 保護者負担の軽減（引落手数料等）	26.3	36.3	7.5	30.0	

(8) 事務処理システム化の状況

学校徴収金の管理・会計等に使用している電算処理システム・ソフトの整備状況	回答数①、③=318、②=321、④=317、⑤=324					単位：%
	① 情報管理・算出（食数管理等）	② 徴収業務	③ 支払業務	④ 督促	⑤ 会計管理	
1 市区町村の財務会計システム	7.5	4.4	6.9	2.2	5.9	
2 教育委員会等の電算処理システム等	11.9	11.2	8.8	9.8	10.5	
3 学校の電算処理システム等	1.3	1.6	0.9	0.3	0.9	
4 事務職員等の電算処理システム等	39.6	36.8	36.8	36.6	46.9	
5 教職員の電算処理システム等	15.4	10.3	11.0	8.2	14.5	
6 電算処理システム等の利用なし	33.6	34.0	42.8	43.5	29.9	
7 その他（ ）	5.3	13.4	2.8	6.6	3.7	

公会計化が導入されていない場合も、公会計化等が導入されている場合も含めて回答を求めた結果であるが、学校における徴収金事務に係る各業務の処理に、市区町村の財務会計システム又は教育委員会等の電算処理システム等が利用されているのは、合わせても20%未満と少ない。

一番多く導入されているのが「事務職員等の電算処理システム等」であるが、最も利用されている会計管理においてもその活用は46.9%である。なお、どのようなシステムかは不明であるが、本格的なシステムが開発されているとは考えにくい。

また、いずれの業務においても電算システム等の利用をしていない学校は約3割である。今後、徴収金事務の効率化に向けて、電算処理システムの導入が重要な課題になると思われる。

3. 現地調査（自治体ヒアリング）結果について

(1) 調査（ヒヤリング）項目と取組の類型化

「教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する」という観点から、「学校給食費などの学校徴収金会計業務から教員を開放するための方策」を見出すため、効果的な取り組みを進めている先進事例として、3政令市（大阪市・京都市・神戸市）、3中核市（鳥取市・西宮市・宇都宮市）、2市町村（南アルプス市・早川町）の8か所の教育委員会を訪問した。

訪問調査を行った教育委員会の「給食費・徴収金」の「公費化・公会計化」と「それぞれのシステム化」の対比からは、4つの類型が見られた。

自治体名	給食費 公費化	給食費 公会計化	学校独自の給食費徴収	徴収金 公費化	徴収金 公会計化	学校独自の徴収金徴収
	している	している	システムを導入している	している	している	システムを導入している
鳥取市	×	○	○	△（一部）	×	○
宇都宮市	×	×	○	×	×	○
南アルプス市	×	○	×	×	×	×
千葉市	×	○	○	×	×	○
大阪市	×	○	○	△（一部）	×	○
京都市	×	×	○	×	×	○
神戸市	×	×	○	×	×	○
西宮市	×	○	○	△（一部）	×	○
早川町	○	×	×	○	×	×
合 計	1/9	5/9	7/9	4/9	0/9	7/9

- A：給食費・教材費等の公費化・公会計化を導入しているが、学校給食費・学校徴収金のシステム化をしないで成果がある自治体（早川町、南アルプス市）
- B：給食費の公会計化に加えて教材費等の公会計化（一部指定補助教材）を実施し、学校給食費・学校徴収金のシステム化により成果がある自治体（鳥取市、大阪市）
- C：給食費の公会計化を進め、学校給食費・学校徴収金のシステム化で成果がある自治体（西宮市）
- D：給食費の公費化・公会計化を導入していないが、学校給食費・学校徴収金のシステム化で成果がある自治体（宇都宮市、京都市、神戸市）

（２）調査（ヒヤリング）自治体から見ると、給食費・徴収金の公会計化、システム化の課題と改善点

ア 教育委員会と学校連携の未納対策の推進

宇都宮市教育委員会では「教育委員会内に学校給食費滞納対策検討委員会を設置し、対応方針の決定、学校では解決できない事案等の解決策を検討・決定、各校の滞納状況进行分析し支払い督促申立や強制執行手続きの実施の可否の判断、訴訟の差異の対応策の検討・決定を行っている。」また、全保護者は市長宛「学校給食費納入確約書」を学校に提出し、給食費納入に係る保証人を届ける。このことで、教育委員会は直接的に保護者に訴訟等の手続きまで展開できると考えられる。児童手当から天引きについても保護者の「申し出書」を取ることで、福祉課との協議もされている。このような学校と教育委員会、首長部局との連携と工夫改善によって、未納率は、0.04%となっている。

また、神戸市では、各学校が、未納対策マニュアルに基づく対応も引き続き行っていく一方で、学校徴収金会計事務センターが、①残高不足などの理由で口座振替ができなかった方へ振替不能通知書を送付する。②2か月以上未納状態が続く方への電話連絡を行い、その結果を収納管理システムにて記録する。以後も未納状態が継続するのであれば定期的に電話連絡を行う。③3か月以上未納状態が続く方へ督促状を送付する。以後も未納状態が継続するのであれば定期的に督促状を送付する。未納対策は、教育委員会と学校との連携によりかなり進んでおり、ヒヤリング時点での学校給食費の未納率は、0.008%であり、未納率縮減への努力が見られる。

京都市では、未納対策は学校で完結していると考えられるが、給食費未納は、ほぼない状況である。学校現場での未納対策が進んでいると考えられる。

イ 振り込み手数料の問題

給食費の公会計化を進めれば、口座振替手数料は、給食費は公金としての取扱いになり、自治体の負担となりやすい。しかし、私会計である教材費やPTA会計の振替の部分は、どうしても手数料は保護者負担となる。したがって、給食費の公会計化であっても、PTA会計や教材費の振替があるので、保護者の手数料負担は発生する。

給食費が私会計で処理されている自治体事例を見ると、市町村全体が特定の金融機関との個別契約することにより保護者の手数料の負担がない場合もあった。また、学校と特定の金融機関の契約関係として手数料は一律でない場合もある。更に、市町村自治体の一元的管理システムであることから特定の金融機関の関係で一般より安価な振込手数料の金額設定の場合もあった。

給食費を公会計化しても、教材費等、PTA会計があるので、保護者の口座振替手数料の負担はなくなると考えられ、自治体単位でシステムを新たに一元化すると、保護者の金融機関の選択幅が広がるものの、振込手数料が正規料金に近くなり、負担が増加する事例が多いとも思われる。この点についても、先進事例では、教育委員会の担当者が幹事銀行との交渉・折衝により、手数料を一般の振替手数料よりも抑えている。また、一方で、学校単独で選んだ金融機関では口座振替手数料がそのままに、バラバラになっている先進

事例もある。

ウ 給食費・教材費等の公会計化の推進の方向性

文部科学省は、給食費公会計化を進める方向性を示唆しており、今回の調査においても、多くの市教育委員会が給食費の公費化を導入している。

また、給食費の公会計化を進めるならば、自治体単位でのシステムを運営しており、公会計化を進めることは難しくはないだろうと考える。何故ならば、会計管理を一元化すれば、学校ごとの給食費口座を市全体で一つに集約すれば良いだけであるからである。

しかしながら、この問題に関してヒヤリングでは、公費化することにより、給食費が徴収の第一順位となり、学校単位で会計管理している教材費等とは、納入額に差が出ることになり、未納額が多い学校では教材費等の業者への支払いで困るのではないかと個別の学校の事情を配慮して、給食費だけの公会計化に慎重になっている現状も見られた。また、給食費の公会計化を進めても、学校からの喫食データの入力や未納対策を進めるといふ点では、教育委員会の業務分担と連携は不可欠である。データの発生源は現場の学校だからである。

このことは、未納対策や学校負担軽減での成果だけでは、給食費会計を自治体予算の歳入に組み入れるかという形式的なことで単純に評価できないと考えられる。教育委員会の学校支援への意識の違いと企画力、学校徴収金適正化への意欲によるところが大きいと思われる。

この点から鳥取市の取り組みには注目すべきものがある。鳥取市では、平成30年度より給食費の公会計化に加えて、補助教材費の一部であるが教材費を含めて公会計化を実施する。これまで、学校給食費は学校給食法で、自治体の業務となされていることから、自治体が直接会計管理を行う根拠があるとされてきた。

一方で、教材費、修学旅行費等については、本来保護者負担経費であり、保護者が購入する物品を学校が代行して購入しており、校長は善意の管理者としての責任をもって、会計管理と購入を行う、保護者と校長との民法上の委任関係の徴収としてとらえられてきた。

また、教材費、修学旅行費等については、学校給食とは違って公法での根拠規定がないので、自治体の歳入・歳出として取り扱う公会計化への実施は難しいとの見解が一般的であったが、鳥取市では、「学校現場から給食費等の徴収業務を取除く新たな仕組みづくりと学校が取り扱う徴収金の一元化」として、鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則を4月1日に施行するとともに、保護者から一律に、鳥取市長に対する「補助教材使用申込書」を提出させることを根拠に教材費等の一部ではあるが、公会計化として管理することとなった。

これにより、給食費は公会計、教材費等は私会計という2系統での煩雑さが一本化されることになり、システム運用がスムーズになる。また、公会計化により口座振替手数料も自治体負担となり、保護者の振替手数料負担の必要がないことから、保護者の理解が得られやすい。給食費、教材費等の未納が発生しても、自治体予算に計上されるので、給食運営や教育活動や修学旅行での支障は生じない。また、学校での負担軽減も進められる。しかし、今回の鳥取市の場合は公会計化が教材費の一部であるため、保護負担の口座振替を要する徴収業務は学校に残っている。

また、別の問題として、教育委員会は、教材費等を自治体の予算に組み入れることになるので、保護者負担経費での教材等内容についての議会への説明が、求められることも考えられる。学校単位で行われてきた徴収業務を自治体が直接行うことになり、公費と私費負担の区分の提示と学校ごとの補助教材等の内容を保護者への説明責任を教育委員会が求められることとなる。

また、今回、京都市、宇都宮市、神戸市は給食費・教材費ともに私会計としてシステムに一元化していたが、学校単位の教材費等を徴収業務や会計管理に教育委員会がどのようにシステムに組み入れるかということである。このことは教材費等の会計について教育委員会がどのような支援や関わりや指導を深めていくかという意識や過去の経緯によっても対応が分かれてくると考えられる。

私費の教材費等の徴収は学校単位で行うという考え方で、教材費等の徴収をシステム設計段階で除外するという自治体もある。一方で、各学校のデータ入力段階で、給食費食数データに併せて、教材費等の徴収データを同時に一元化する自治体もあり、教材費等の集金を各学校の口座に入金をして、各学校の会計管理を支援する。また、給食費を自治体での会計管理を行うと同時に教材費等の出金も自治体単位で学校からの支出命令で一元管理を進めている自治体もある。

(3) 給食費・徴収金の公会計化、システム化の今後の方向性

どの教育委員会も最大限の努力をもって、過去の経緯や現在の環境（予算規模、学校数、児童生徒数等など）を踏まえながら、教育委員会の職員が中心となり、学校の管理職そして事務職員も協力して私会計である学校徴収金の領域に対し、先行モデルも無い中、学校徴収金会計業務から教員を開放するための方策を模索し、現状における最高の方策を見出し、策定し、維持し、運営し、対応すべきシステムを立ち上げている各自治体のオリジナルな姿が見られたと言えるだろう。

今回訪問した自治体に対して「なぜ、このような難しい課題に対して取り組みを始めたか」という問いかけに対しては「首長・市長等の意向、政策や現場・保護者からの要望、社会的変化から」など様々な答えがあった。

きっかけは様々であるが、先駆者として取り組みを始められた自治体の担当者の方々からのお話を聞いていると、教育委員会事務局の行政職員として、学校の事務運営に地域の教育経営にと積極的に関わり改善していく姿に、ある部分凄みを感じさせられた。

今回の自治体の実態からは、教員の事務軽減に具体的に繋がる事例は少なく、教員の事務負担軽減と言うよりも学校全体の事務軽減というものになっている。間接的ではあるが事務取扱の全体量の減少により、結果として、教員の事務軽減になっている部分も見いだせるが、重視されているのは事務の効率化と適正化であり、学校で取り扱う会計事務のコンプライアンスであることも否めない。

徴収金システム等の導入は学校が個々独自で事務処理を行うことによって、生じる学校間の事務処理の齟齬をなくして、どの学校においても同様に適正で効率的な透明性の高い事務処理体制の構築を目指しているものでもあった。結果として、学校全体の事務処理の効率化が、個々の教職員の学校事務の軽減となり、教員の事務軽減になりそうであるが、実態は教員の事務の軽減に「繋がる」「繋がらない」は校内における校務分掌の在り方の問題となり、各々の学校の個別問題となるようである。総じて、この問題に関しては教育委員会からの具体的な指示や支援をしているということは見えてこなかった。

しかしながら、どの教育委員会事務局職員も異口同音に『学校（管理職）は「システムの導入により、事務処理が軽減されて楽になった」と言っています』という言葉聞くことができたが、学校からの業務を事務局がそのまま肩代わりしているような部分もあり、事務局職員の頑張りが目に付いてしまった。

また、システムにより徴収事務はある程度は軽減されているが、業者等に対する支払い事務や特に未納対策事務などの多くは学校にまだ残っており、その分野は学校に頼っていることが多いようである。

調査した8つの市町村内においても個々の市町村の経緯により、公会計化をしなくても、システム等の運用や色々な取り組み方により、成果が出ていることがあった。このことから、システム等の導入に際し、一様に同じ事を考えるのではなく、自らが考え、カスタマイズすることの重要性を意識していかなければならないことである。

今後、学校における働き方改革の推進を受けて教育行政として、給食費・徴収金のシステム化に取り組む自治体が多く出てくるであろう。また、現場の状況に基づき継続的に既存のシステムの改善改良を推進している自治体もある。その際に、これらの自治体の取り組みからの学びがあることに期待したい。